

農 政 第 5 5 7 号
令和 2 年 5 月 8 日

石川県建設産業連合会会長 様

農 業 政 策 課 長
(技術管理室長)



農林水産部発注工事等における新型コロナウイルス感染症
対応マニュアルについて

平素より、本県の建設行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

公共工事は、国から社会の安定の維持の観点より、新型コロナウイルス感染症に係
る緊急事態措置の期間中も事業の継続が求められています。

このため、本県農林水産部では、建設現場等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止を図るため、国の通知等に基づき、本県土木部と同様に「農林水産部発
注工事等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を別添のとおり策定し
ましたので、貴団体におかれましては、会員等への周知をお願いいたします。

(事務担当)
農業政策課技術管理室
TEL 076-225-1617



農林水産部発注工事等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

＜令和2年4月30日作成＞

公共工事は、国から社会の安定の維持の観点より、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の期間中も事業の継続が求められています。

本マニュアルは、建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国の通知等に基づき策定したものです。作業従事者等に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、本マニュアルにより適切に対応願います。

1 感染予防策

受注者

①3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- ・換気の励行（朝礼、打合せ時、作業時、休憩時、移動中の車内など）
- ・他人と接するときは十分な距離を確保（2メートル以上）
- ・休憩時間をずらして部屋の密度を減少

②衛生管理の徹底

- ・手洗い・マスク着用の励行
- ・現場入場前の検温及び記録（高熱や強いだるさがある等の場合は自宅待機など）
- ・アルコール消毒液の設置と不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒

③連絡体制の構築

- ・発注者への速やかな連絡体制の構築（感染者が発生した場合等）
- ・保健所等の公的相談窓口の把握

発注者

①円滑な発注に向けた取組

- ・工事等の見積り合わせにあたっては、郵送による見積書の提出も可とする。
- ・契約の締結にあたっては、郵送による契約書の提出も可とする。
- ・新型コロナウイルス感染症を原因とする一時中止等により工事が完成しない場合でも、総合評価方式において施工実績として評価する。

②受注者のサポートに向けた取組

- ・建設関係企業からの相談を受付（建設業サポートデスク）
- ・緊急事態措置期間中の公共工事継続の周知に向けたチラシを工事現場に掲示
- ・会議・打合せ内容の見直し（メール等の活用、短時間、最少人数、参加者の記録など）

＜参 考＞ 症状がある場合の相談窓口（帰国者・接触者 相談センター）

機 関 名	電話番号
南加賀保健福祉センター	0761-22-0796
石川中央保健福祉センター	076-275-2250
能登中部保健福祉センター	0767-53-2482

機 関 名	電話番号
能登北部保健福祉センター	0768-22-2011
金沢市保健所	076-234-5106
石川県健康福祉部健康推進課	076-225-1670

2 作業従事者等に感染者や濃厚接触者が発生した場合等の対応

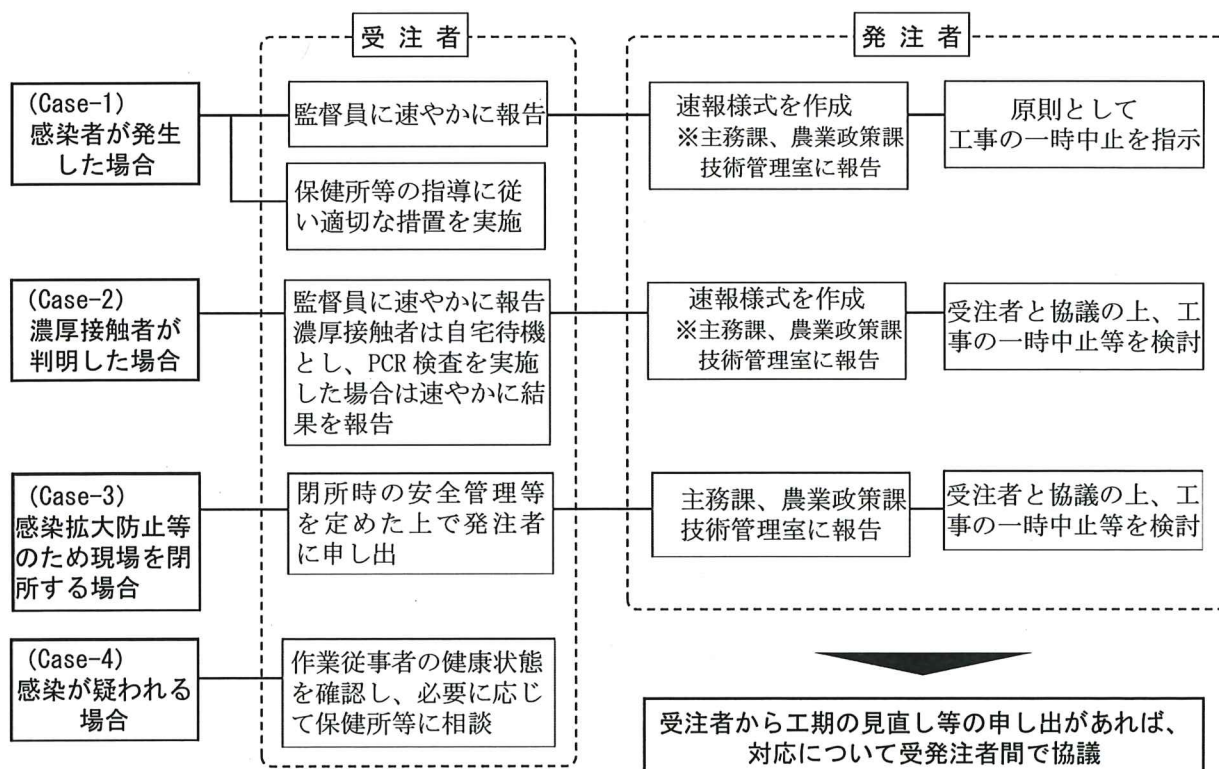
受注者

- ① 感染者が発生した場合は、発注者に速やかに報告するとともに、保健所等の指導に従い適切な措置を実施
- ② 濃厚接触者が判明した場合は、発注者に速やかに報告するとともに、保健所等の指導に従い濃厚接触者を自宅待機とするなど、適切な措置を実施。なお、PCR検査を行った場合は、その結果を速やかに発注者に報告の上、今後の対応を協議
- ③ 感染拡大防止等のため現場閉所を希望する場合は、閉所時の安全管理計画や緊急連絡先等を定めた上で発注者と対応について協議
- ④ 感染が疑われる場合は、健康状態を確認し、高熱や強いだるさ等が続くような場合は、本人に保健所等の相談窓口へ連絡するよう促す。

発注者

- ① 感染者が発生した場合は、受注者から状況を聞き取りのうえ、速報様式を作成し主務課及び農業政策課技術管理室に報告するとともに、原則として工事の一時中止を指示する。
- ② 濃厚接触者が判明した場合も同様に、速報様式を作成し報告するとともに、工事の一時中止等の措置について受注者と協議する。
- ③ 受注者から感染拡大防止等のため現場閉所の申し出があった場合は、主務課及び農業政策課技術管理室に報告するとともに、工事の一時中止等の措置について受注者と協議する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や学校等の臨時休業に伴う育児等のため、監理技術者等が職務を継続できない場合は交代も可とする。

<参 考> 感染者や濃厚接触者が発生した場合等の対応



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（石川県）

●緊急事態措置に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
緊急事態措置に関すること （事業者向け）	石川県感染拡大防止協力金・中小企業支援相談センター	076-225-1920	9:00～18:00 （4月20日～5月6日）	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishi/en/kansenkakudaibousi/kyouryokukin.html
緊急事態措置に関すること （県民向け）	石川県感染拡大防止県民相談センター	076-225-1921	9:00～18:00 （4月20日～5月6日）	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/kinkyujitaisoti.html

●新型コロナウイルス感染症の受診と予防方法に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
新型コロナウイルス感染症に関する健康相談	新型コロナウイルス感染症に関する健康相談の電話窓口	詳しくはホームページをご覧ください。	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/corona.html#contacts

●事業に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
資金繰り、金融相談	商工労働部経営支援課金融グループ	076-225-1522	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/korona.html
経営相談	商工労働部経営支援課経営支援グループ	076-225-1525	平日9:00～17:00	
労働相談	石川県職業能力開発プラザ	076-261-1400	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou/soudan/soudan.html
設備投資や生産性向上に関する相談	産業政策課	076-225-1511	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/
農業者向けの資金繰り等の相談	農業政策課	076-225-1615	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/sikin/
林業者向けの資金繰り等の相談	森林管理課	076-225-1643	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/kumiai/seidosikin.html
水産業者向けの資金繰り等の相談	水産課	076-225-1657	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suisanka/seidosikin/seidoshikin.html
建設業者向けの経営相談（建設業サポートデスク）や建設業の入札契約手続きに関する相談	監理課（建設業サポートデスク）	076-225-1712	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/supportdesk/
県税に関する相談	総務部税務課、金沢県税事務所、小松県税事務所、中能登総合事務所税務課、奥能登総合事務所税務課	詳しくはホームページをご覧ください。	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/zei-toiawas.html
市町税に関する相談（徴収猶予、固定資産税の軽減措置など）	市町支援課 ※具体的な相談・申請は各市町が窓口です。	076-225-1281	平日9:00～17:00	

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（石川県）

●生活に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付に関する相談	※具体的な貸付は、市町の社会福祉協議会・石川県社会福祉協議会が窓口です。	詳しくはホームページをご覧ください。		https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/safetynet/
県税に関する相談	総務部税務課、金沢県税事務所、小松県税事務所、中能登総合事務所税務課、奥能登総合事務所税務課	詳しくはホームページをご覧ください。		https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/zei-toiawas.html
市町税に関する相談（徴収猶予など）	市町支援課 ※具体的な相談・申請は各市町が窓口です。	076-225-1281	平日9:00～17:00	
特別定額給付金（仮称）に関する相談	市町支援課 ※具体的な給付手続きは各市町が窓口です。	076-225-1284	平日9:00～17:00	（総務省ホームページ）
就労に関する相談	いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）	詳しくはホームページをご覧ください。		https://ishikawa-ilac.jp/
消費生活相談（商品やサービスの契約トラブル）、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に関する相談	石川県消費生活支援センター	076-255-2120	平日9:00～17:00 土曜日9:00～12:30	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/
多言語による生活相談	公益財団法人 石川県国際交流協会	076-262-5932	平日9:00～17:00	https://www.ifie.or.jp/index.php
DV被害に関する相談	石川県女性相談支援センター	076-223-8655	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/soudansen/
人権侵害に関する相談	総務課人権推進室	076-225-1235	平日9:00～17:00	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/jinken/kanshen.html

●保育所・幼稚園に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
保育所、認定こども園に関する相談	少子化対策監室（子育て支援課）	076-225-1497	平日9:00～17:00	
放課後児童クラブに関する相談	少子化対策監室（子ども政策課）	076-225-1447	平日9:00～17:00	
放課後等デイサービスに関する相談	障害保健福祉課	076-225-1428	平日9:00～17:00	
私立幼稚園に関する相談	総務課私学・県立大学支援グループ	076-225-1233	平日9:00～17:00	

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（石川県）

●学校に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
公立小中学校に関する相談	教育委員会事務局学校指導課	076-225-1827	平日9:00～17:00	
県立高校に関する相談	教育委員会事務局学校指導課	076-225-1831	平日9:00～17:00	
県立特別支援学校に関する相談	教育委員会事務局学校指導課	076-225-1829	平日9:00～17:00	
県立高校授業料への支援(就学支援金)や石川県育英資金に関する相談	教育委員会事務局庶務課	076-225-1816	平日9:00～17:00	
私立小・中・高等学校に関する相談	総務課私学・県立大学支援グループ	076-225-1233	平日9:00～17:00	

●運転免許に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	対応時間	ホームページ
運転免許に関する相談	石川県運転免許センター	076-238-5901	平日9:00～17:00	http://www2.police.pref.shikawa.lg.jp/application/application01/application01.html



新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について

発症前 2 週間以内の出来ごとと症状

「新型コロナウイルス感染者」と
濃厚接触をした方

流行地域への渡航・居住歴がある方

ご本人が濃厚接触をした方



一般の方

4日以上続いている

- ✓ 風邪のような症状
- ✓ 発熱 37.5℃ 以上
- ✓ 強いだるさ
- ✓ 息苦しさ



ご高齢な方



基礎疾患のある方



妊娠中の方

2日程度続いている



帰国者・接触者 相談センター

(新型コロナ受診相談窓口)

24時間対応

南加賀保健福祉センター
0761-22-0796

石川中央保健福祉センター
076-275-2250

能登中部保健福祉センター
0767-53-2482

能登北部保健福祉センター
0768-22-2011

金沢市保健所
076-234-5106

石川県健康福祉部健康推進課
076-225-1670

各保健所の電話番号等は[こちら](#) ☑



不安に思う方

- ✓ 微熱
- ✓ 軽い咳
- ✓ 感染の不安



一般相談窓口

南加賀保健福祉センター
0761-22-0796

石川中央保健福祉センター
076-275-2250

能登中部保健福祉センター
0767-53-2482

能登北部保健福祉センター
0768-22-2011

金沢市保健所
076-234-5116

石川県健康福祉部健康推進課
076-225-1438

各保健所の電話番号等は[こちら](#) ☑

帰国者・接触者 相談センター による相談結果

帰国者・接触者外来 受診が必要 と判断された場合

帰国者・接触者外来
医師による判断

検査の必要あり

検査の必要なし →



PCR検査

石川県保健環境セン
ター等

陰性

陽性 →

自宅安静に過ごす

一般の医療機関を受診

入院となります

症状が良くならない場合は

帰国者・接触者相談セ
ンター ☑
(新型コロナ受診相談窓口)

に相談

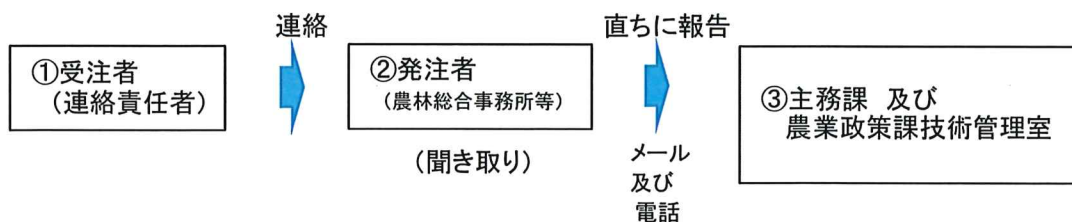
感染症指定医療機関等

速報様式

新型コロナウイルス感染速報 令和 2 年 月 日 令和 2 年 月 日 (報告者) 時 分 受信 報告				
会 社 名				
連 絡 責 任 者 氏 名		連 絡 先	() -	
感 染 者 (下 請 け 含 む)	年 齢	10代・20代・30代・40代 50代・60代・70代・80代	性 別	男 ・ 女
従 事 す る 職 種	現場責任者・作業員・運転手・交通誘導員・事務員 調査技師・測量技師・設計技師・その他 ()			
従事する工事・業務名 (全 て 記 入)	(場 所)			
	(場 所)			
	(場 所)			
	(場 所)			
現 況	入 院 ・ 自 宅 療 養 ・ そ の 他 ()			
会 社 の 対 応	作 業 中 止 ・ 消 毒 ・ そ の 他 ()			

※「新型コロナウイルス感染速報」は発注者(農林事務所等)が上記項目について、可能な範囲で聞き取り記載すること。

【報告フロー】



消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する 等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィカメラによる体温計測



現場

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催



事務所

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



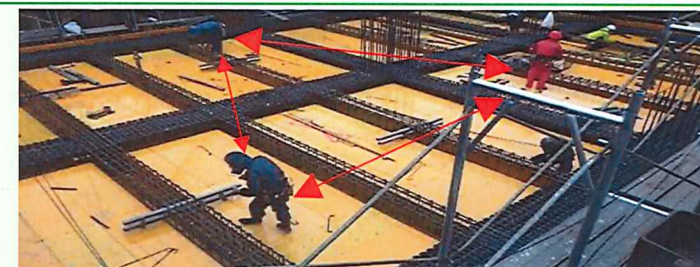
屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて
建設作業所などで注意すること
～みんなが気持ちよく働ける環境づくり～

3密を回避しよう！

- 1 換気の励行（打合せ時、作業時、休憩時、車内など）
- 2 換気設備の点検実施
- 3 他の人との距離を2m以上に保つ
- 4 休憩時間をずらして部屋の密度を下げる
- 5 会議・打合せの内容見直し（要点をまとめる、手短な挨拶、人数調整）

衛生管理を徹底しよう！

- 1 手洗い・うがい・マスク着用の励行
- 2 現場入場前の検温（37.5℃以上の場合に入場禁止）
- 3 アルコール消毒液の設置と不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒
- 4 作業従事者の健康状態を把握
- 5 基本的な生活習慣の指導（喫煙、酒飲習慣、睡眠不足などの見直し）

報告・連絡体制を万全にしよう！

- 1 連絡体制の整備（指揮系統の確立、報告の風化など）
- 2 発注者との円滑なコミュニケーションを心がける
- 3 IT機器の活用（WEB会議、遠隔現場など）
- 4 管理の公開相談窓口の把握（保健福祉事務所など）

新型コロナウイルス 避けるべき **3密**

密閉 空間
密集 場所
密接 場面

決して対岸の火事ではありません。
すぐ、そこにある脅威として、認識、自覚のもと行動しましょう。

【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

新型コロナウイルス対策
作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

新型コロナウイルス対策
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう！

作業所での新型コロナウイルス対策 **10**か条

- 1 対策奨励ポスターの掲示
- 2 作業員の体調管理
※入退場時に体温計測（37.5℃以上）の作業員は帰宅、定時帰場、出勤後の検温実施
- 3 タッチ&コールなどの接触型安全対策の自覚
- 4 同業種・同業種などの集合型会議の分散化
※小人数にて分散し、定時帰場、出勤後の検温実施、出勤後の検温実施
- 5 地下空間などの換気の悪い場所での駐り、打ち合わせの禁止
※打合せにより作業員密集、及び打ち合わせの励行
- 6 各種外部会議体は原則スクリーン会議での実施
- 7 派遣職員、職員においてもテレワーク、時差出勤などの励行
- 8 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の実施及び時間差利用の検討
- 9 ハンドソープ、うがい薬などの配置、手洗い・うがいの励行
- 10 4週8休、不要な残業の防止により健康的な体調管理を励行

(((感染症防止 5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！



朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保



立ち位置をマーキングして 配列間隔を確保



朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施

[illegible]

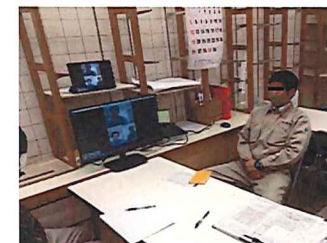
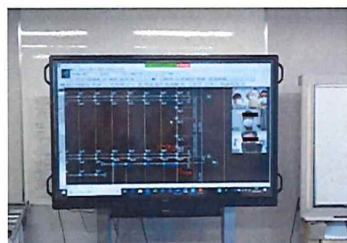
作業員の毎日の体温と体調を
記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時是对人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



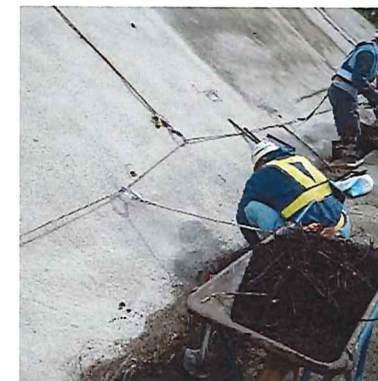
現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する